

令和5年度学研災保険説明会 質問及び回答一覧

(1) 事前質問 (主なもの)

No.	質問内容	回答
1	授業のサポート (アルバイト) をしている学生は保険対象か。	学校施設内にいる間の事故については補償対象となります。また、学校施設外においても当該活動を正課または学校行事と位置付けることができれば対象となります。なお報酬の有無は補償に影響ありません。
2	授業以外のインターンシップやボランティアはどこまでの承認が必要なのか。	学校が承認した活動という前提で学研災の補償はなされます。その範囲については学校の管理責任を勘案してご判断ください。
3	学生本人からの携帯での事故申請だけでなく、紙媒体での事故申請はできるのか。	LINE/アプリのリリース後も引き続き事故通知はがき・保険金請求書等従来の紙媒体での申請も受け付けています。なお、付帯賠償については従前の紙媒体での手続きのみです。
4	保険事故の対象となる、「学校行事」の範囲は。	学校行事の位置づけは学校の判断となります。学校の管理責任を勘案してご判断ください。
5	課外活動やゼミ活動が活発化して、けがの発生や保険金請求に関する相談が増えている。昨年度からよく寄せられる質問や保険金請求の事例があれば情報提供してほしい。	事例やQ&Aは、以下をご参照ください： <ul style="list-style-type: none"> ・事務ご担当者マニュアルの質疑応答集 (Q&Aを網羅的に掲載) ・保険説明会資料1 (お問い合わせの状況ふまえ各年でQ&Aやポイント掲載) ・年次報告 (保険説明会資料2。事故・保険金請求の事例を巻末掲載) 各資料は学研災NAVIからダウンロード可能です。

(2) 当日質問 (主なもの)

◇学研災・付帯賠償 (保険制度、補償について)

No.	質問内容	回答
1	他の保険で保険金の支払いがあっても学研災の保険金の支払は可能か。	可能です。学研災は、他の保険の支払いの有無と関係なく、保険金が支払われます。
2	通学時にキックボード使用の場合、補償対象か。	学研災 (通学特約) については、学校が禁じていない通学手段であれば補償対象です。なお、付帯賠償については、人力のものについては補償対象ですが、動力のあるものによる運転に起因する事故については補償対象外です。
3	学生が個人で申し込んだインターンシップは、付帯賠償の補償対象か。	個人で申し込んだインターンシップであっても、学校が正課、学校行事、課外活動と位置付けていただければ補償対象となります。なお、Bコースの場合、就業体験があるものに限られます。
4	学研災の補償に、自転車事故の際の補償が含まれているか。	保険によって条件は異なりますが、基本的には、学生自身のケガについては学研災 (通学特約) で、相手にケガをさせた場合の賠償については付帯賠償での補償となります。学研災が教育研究活動中の事故に対応しているのに対して、付帯学総ではプライベートでの事故も対象となります。なお、留補償の賠償責任保険ではプライベートでの賠償も対象となります。
5	通学特約に加入している。自転車通学について、ヘルメット着用が努力義務となったが、未着用で事故等にあった場合、保険対象外等の不利益は生じるのか。	不利益は生じませんが、重大な事故の多くが交通事故であることに鑑み、学生に対しては、ヘルメット着用の努力義務を含む交通安全についてはくれぐれもご指導よろしくお願いたします。
6	①文化祭において学生の生産物で来場者が食中毒になった場合、付帯賠償に入っていれば補償されるのか。 ②その場合、学生団体は全員付帯賠償に入っている必要があるのか。一人でも付帯賠償に入っていれば補償の対象となるのか。	①付帯賠償にはいわゆる生産物賠償という学生が調理をして作ったもので、それを食べた方が食中毒になってしまったような賠償責任の補償が含まれており、文化祭が学校で学校行事として位置づけられていれば補償の対象となります。 ②万一の際の賠償責任を負う者が特定できる状況であれば個別に加入されても補償対応は可能ですが、実際には難しいと思われるので、まとまった形での加入をおすすめします。

◇学研災・付帯賠償 (加入、異動、請求等の手続きについて)

No.	質問内容	回答
7	10月入学者 (研究生) が4月から大学院生となる場合の加入の取扱いは。	加入期間は一部重複することになりますが、大学院入学時に4月入学者として加入させていただきます。
8	年度途中の短期の留学生を学研災に加入させることは可能か。	短期留学生でも学研災への加入は可能です。なお、学研災本体の加入期間は1年単位となります。インバウンド付帯学総は月単位で付帯可能です。
9	付帯学総及び付帯海学の登録票は、毎年度提出する必要があるか。	いずれも登録票は、導入時に1回提出いただければ再度の提出は不要です。
10	来年4月に新学環への再編予定だが、全員加入の決定・手続きのタイミングを知りたい。	全員加入の決議を年度内にしていただき、決議内容を議事録等で記録しておいてください。学研災管理システムでの学部等の登録 (議事録等のアップロードを含む) や加入申込手続は新年度の5月20日の期限までをお願いします。
11	紙で保険金請求する場合は事故証明欄に教職員の署名や捺印が必要だが、アプリ版 SkettBookではどのようになるのか。	学校の証明手続きは、署名押印に替えて保険会社から送信するメールに返信していただく形で行います。メールは学校が登録したメールアドレス宛に送信されます。

◇学研災・付帯賠償（システム、アプリについて）

No.	質問内容	回答
12	学研災アプリで大学で登録可能なEメールアドレスは1つとあるが、複数キャンパスで取り扱いを行っている場合はそれぞれ登録が可能か。	事故証明等の連絡先となることから、大学において1つとしてご調整いただきますようお願いいたします。
13	付帯海学のWEBシステムを利用した申込みについて、大学はシステムを通して申込状況をどこまで詳細に確認できるものか。	留学生情報一覧画面で、お手続き案内前から案内済、申込済、被保険者証配済済といった各学生のステータスをご確認いただけます。
14	Skett Book（LINE アカウント）とSkett Book（学研災アプリ）の違いがよく分からない。	学研災加入者向けの各種情報提供と事故通知までの機能はLINE版とアプリ版で同一です。アプリ版においては保険金請求の最終手続きと「加入者のしおり」提供機能を付加しています。大学において必要な対応（周知や事故時のメール対応）は変わりません。2024年4月以降、LINE版で事故報告をいただいた場合、治療報告（保険金請求）についてはアプリよりご対応いただくことになるため、新規にご採用をいただく場合にはアプリ版の導入をおすすめします。

◇付帯学総、インバウンド付帯学総、付帯海学

No.	質問内容	回答
15	付帯学総とインバウンドの違いについて教えて欲しい。付帯学総は留学生は加入できないのか？	付帯学総とインバウンド付帯学総は、いずれも学生生活を24時間補償し、ケガや病気の治療費実費を補償します。インバウンド付帯学総は、保険期間の月単位での設定や、留学生に不要な扶養者死亡時の補償の削減等によって、留学生の負担が少なくなるように調整されています。付帯学総は留学生の加入を排除するものではありませんが、留学生にはインバウンド付帯学総を活用することをお勧めします。
16	インバウンド付帯学総について、風邪など、1日の通院費でも補償対象になるか。歯科受診費は全て対象外か。	保険金をお支払いする事由に該当する場合、1日の通院費も補償対象になります。歯科治療に伴う通院費用は補償対象外となりますが、入院費用については補償対象です。
17	インバウンド付帯学総において、①ホームステイ先・寮の鍵を破損・紛失した場合、②個室・共用部分に賠償が発生した場合、③ホストファミリーの自転車を借りている際の賠償は、どの程度対象となるのか。	賠償部分については、個人賠償責任（個人賠）と借家人賠償責任（借家賠）とで対象の可否が変わります。また、短期滞在相当（ホームステイが30日以内の短期滞在あるいは30日以上であっても旅行会社手配の企画パッケージ等である場合）か居住相当（30日以上滞等、ホームステイが「居住」にあたる場合）かによっても対象の可否が変わります。 ①鍵の破損・紛失・盗難 紛失の場合はいずれも対象外です。 破損・盗難の場合、短期滞在相当は対象となります。居住相当では借家賠の付帯があれば対象となります。 ②個室・共用部分に賠償が発生した場合 短期滞在相当ではホームステイ先はホテルと同様の判断となるため個人賠の他人の財物への賠償として対象となります。居住相当では借家賠の付帯があれば対象となります。 ③自転車を借りている際の賠償 自身の所有する自転車の場合、個人賠に加入していれば賠償事故の支払対象となりますが、ホストファミリーの自転車を借りる場合取り扱いが異なります。個人賠受託品において対象外とされるものの中に「車両」が挙げられており、「車両」には自転車も含まれていることから、お問い合わせの場合の賠償事故は対象外となります。